



# 栃木県公報

平成25年  
2月19日(火)  
第2455号

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 137
- 森林法第189条の規定に基づく告示 ..... 137
- 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定..... 138
- 土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧..... 138
- 土地改良区の新規土地改良事業施行の認可..... 138
- 道路の区域の変更..... 138
- 道路の供用開始..... 140

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... 140
- 公共測量の実施..... 140
- 同..... 141
- 開発行為の工事完了..... 141

## 告示

### 栃木県告示第73号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 2月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域  
下都賀郡野木町大字野木字西元宿1837番1の一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

(環境保全課)

### 栃木県告示第74号

平成25年 1月18日付け栃木県告示第13号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場に掲示したので告示する。

平成25年 2月19日

栃木県知事 福田 富一

氏名	住所	関係市役所
大橋重弘	下都賀郡都賀町大字木1779	栃木市役所
御霊神社	同 同 大字臼久保171	同
立川保全合資会社	安蘇郡葛生町大字葛生2618	佐野市役所

吉澤保全株式会社	安蘇郡葛生町大字葛生2696	佐野市役所
斉藤松野	同 同 同 2605	同
大和システム株式会社	大阪府中央区道修町三丁目 6-1	同

(森林整備課)

栃木県告示第75号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 2月19日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業 所		事業 者		指定の 年月日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	
0931300032	相談支援事業のぞみ	那須塩原市上中野 53	社会福祉法人太陽 の里福祉会	那須塩原市上中野 53	平成25年 2月1日

(障害福祉課)

栃木県告示第76号

次の土地改良区から申請のあった新規土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成25年 2月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業 名	縦 覧 期 間	異議申出期限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
堰場川土地改良区	堰場川地区土地改良 (維持管理) 事業	平成25年 2月20日から 同年 3月19日まで	平成25年 4月 3日	上 都 賀 農 業 振 興 事 務 所

栃木県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業の施行を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年 2月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業 名	認可年月日
栃木市高谷土地改良区	栃木市高谷地区土地改良（維持管理）事業	平成25年 1月29日

(農地整備課)

栃木県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年2月19日から同年3月21日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市上三依字馬場ケ平1-1から 日光市中三依字平沢1280まで	7.8～9.3	144.9	
	後	日光市上三依字馬場ケ平1-1から 日光市中三依字平沢1280まで	8.0～28.7	144.9	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
70	前	日光市文挾町字西側430-3から 日光市小倉字東山919-6まで	4.6～15.9	340.0	
	後	日光市文挾町字西側430-3から 日光市小倉字東山919-6まで	10.4～24.1	340.0	
70	前	日光市長畑字台1808-1から 日光市長畑字加野後2525-3まで	5.0～9.0	330.0	
	後	日光市長畑字台1808-1から 日光市長畑字加野後2525-3まで	11.0～18.0	330.0	
70	前	日光市長畑字下ノ内2060から 日光市長畑字下馬口2316-1まで	5.0～9.0	154.8	
	後	日光市長畑字下ノ内2060から 日光市長畑字下馬口2316-1まで	10.0～19.0	154.8	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮船生高德線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
325	前	日光市塩野室町字平六坂1603-6から 日光市塩野室町字築場河原2107-146まで	7.5～10.1	140.0	
	後	日光市塩野室町字平六坂1603-6から 日光市塩野室町字築場河原2107-146まで	12.8～19.2	140.0	

栃木県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年2月19日から同年3月21日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市都賀町家中字小松原1713-1から 栃木市都賀町家中字宝殿1945-2まで	平成25年2月26日 午前11時
183	一般県道 笹原壬生線	下都賀郡壬生町駅東町60-1から 下都賀郡壬生町駅東町1345-11まで	平成25年2月19日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成25年2月19日

栃木県知事 福田 富一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成25年 2月7日	特定非営利活動法人ハートフルふきあげ	伊津井 啓一	栃木市大森町465番地	この法人は、地域の障害者に対し、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行うことにより、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成25年 4月8日

(県民文化課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿沼市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年2月19日

栃木県知事 福田 富一

- 作業種類  
公共測量（鹿沼市公共基準点の座標補正（測地成果2011））
- 作業地域  
鹿沼市
- 作業期間  
平成25年2月4日から同年3月25日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年2月19日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図更新（世界測地系対応））
- 2 作業地域  
芳賀町
- 3 作業期間  
平成24年12月17日から平成25年3月8日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年2月19日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡益子町大字塙字西谷3385番	栃木市皆川城内町520番地	社会福祉法人松徳会
下都賀郡壬生町大字藤井字西山1196番14、 1196番17、1196番25、字宿坪1208番23、 1208番24、1219番8	下野市緑二丁目15番地10 下都賀郡野木町大字丸林407番地32	根 本 賢 孝 社会福祉法人パステル

(都市計画課)